

鳥取県告示第 452 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 18 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉江北線	倉吉市小田字樋ノ口尻 30-3 地先から同市 新田字土手下通 310 地先まで	変更前	6.9~21.2	91.0
		変更後	6.9~26.1	91.0
上井北条線	倉吉市上井字小河原 332-5 地先から同市 小田字下河原 655 地先まで	変更前	5.2~22.0	1,437.0
		変更後	8.6~31.7	1,223.0